

財団法人 北海道開発協会

平成24年度地域活性化活動助成募集のご案内

北海道開発協会では、平成24年度の地域活性化活動助成にかかる活動を募集しています。助成の概要は下記のとおりです。

記

- 対象とする活動 非営利の市民団体が道内で実施する地域づくりの企画、推進または実施の活動で、以下の項目全てに合致しているもの
- * 地域の発展に貢献するもの
 - * 地域の特性を生かすもの
 - * 他の地域、民間活動のモデルとなるもの
 - * 活動の継続性が見込まれるもの
- 申請の方法 地域活性化活動助成募集要領に基づき、所定の申請書に必要事項を記入の上、添付資料をあわせて下記の期限までに提出してください。
- なお、地域活性化活動助成募集要領及び申請様式は、下記の宛先までご請求いただくか、当協会のホームページからダウンロードしてください。
- 申請受付の期限 平成24年4月20日（当日消印まで有効）
- 助成額 1団体当たり1件、70万円を限度として選考により助成を行います。

申請書の提出とお問い合わせ先

住 所 〒001-0011
札幌市北区北11条西2丁目 セントラル札幌北ビル

宛 先 財団法人 北海道開発協会 開発調査総合研究所

お問い合わせ TEL 011-709-5213
FAX 011-709-5225
E-mail kenkyujo@hkk.or.jp
担 当 浜本、中川

当協会の URL <http://www.hkk.or.jp/>

平成24年度

地域活性化活動助成募集要領

1 趣 旨

我が国及び北海道を取り巻く厳しい社会経済情勢の中で、21世紀の北海道開発の推進に寄与する地域自らの発想による地域づくりを支援するため、地域の活性化に資する活動に対し助成を行うものです。

2 助成対象活動

- (1) 非営利の市民団体が道内において実施する地域づくりの企画、推進または実施の活動で、以下の項目全てに合致していることを審査の基準とします。
 - ・ 地域の発展に貢献するもの
 - ・ 地域の特性を生かすもの
 - ・ 他の地域、民間活動のモデルとなるもの
 - ・ 活動の継続性が見込まれるもの
- (2) 行政機関が構成員の主体となっている団体の活動については、助成の対象としません。

3 助成期間

助成の期間は、助成決定後から平成25年3月31日までとします。

4 助成額

助成額は、1団体当たり1件、70万円を限度として選考により助成を行います。

5 申請手続き

- (1) 当協会の広報誌「開発こうほう」及びホームページを通じて公募します。
- (2) 助成を希望する団体は、所定の申請書（様式1）に必要事項を記入の上、添付資料とあわせて当協会あてに提出するものとします。
- (3) 申請は、1団体当たり1件とします。
- (4) 他の助成団体に申請を予定される場合（申請中を含む）には、必ず様式1の該当欄に記載してください。
- (5) 申請の締め切りは、平成24年4月20日（当日消印有効）とします。
なお、申請書等は返却しませんので、予めご了承ください。

6 選考方法

- (1) 地域活性化活動助成の採否並びに助成額は、当協会にて審査・選考し決定します。
- (2) 審査・選考に当たっては、必要に応じ追加資料を求め、ヒアリング等を実施することがあります。また、当協会へ申請された同様の活動内容において、他の助成団体から助成を受けられる場合には重複した助成は行いません。
- (3) 決定に当たっては、助成を受ける団体に必要な条件を付することがあります。
- (4) 採否並びに助成額の通知は、決定後、当協会が直接申請団体に文書で行います。また、選考結果は「開発こうほう」及びホームページでも公表します。
なお、電話等による採否決定並びに採否の理由等に関する照会には応じません。

7 助成の方法

- (1) 当協会からの助成決定通知書（様式2）を受領後、内容に異存がなければ速やかに承諾書（様式3）を提出してください。
- (2) 助成決定通知書には、審査・選考により決定した助成額の記載。また、場合により必要条件が記載されています。この内容において、当該活動の実施に支障があり、活動が困難であると判断され、決定を辞退される場合は、辞退届（様式3-1）を提出してください。
- (3) 上記(1)、(2)にかかる承諾書（様式3）または辞退届（様式3-1）の提出は、当協会からの助成決定通知書（様式2）を受領後、1週間以内に下記の宛先へ郵送にて提出してください。
- (4) 助成金は、団体からの承諾書（様式3）に基づき、受領後1ヶ月以内を目途に、団体の指定した口座に振り込みます。
- (5) 助成金の使途は、当該活性化活動に必要な経費に限ります。当該団体職員等の報酬・長期間雇用の人件費は助成の対象としません。
- (6) 助成決定後において、申請書の内容に虚偽事実が判明した場合、この決定を取り消し、既に助成金の支払いが行われている場合には、助成金の返還請求を行うことがあります。

8 活動の報告

- (1) 助成対象の活動を実施する場合には、当協会からの助成を受けて実施した活動である旨を可能な限り明示するものとします。また、当協会の主催する助成活動発表会・フォーラム等での発表をお願いすることがあります。
- (2) 助成対象活動の中間時等において、活動状況に関するアンケートを実施します。また、当協会が、活動状況について現地視察を行う場合がありますが、その際は、事前に担当責任者との打合せを行い、実施日等を決定します。
- (3) 助成対象活動の完了後、平成25年4月30日までに地域活性化活動完了報告書（様式4）を提出していただきます。

9 事故等の届け出

- (1) 助成決定後、助成団体が事故等の事情により助成対象活動の全部又は一部の実施が困難になったときは、速やかに当協会にその旨を書面（様式は任意）により届け出ることとします。
- (2) 当協会は、届け出に基づき助成団体と協議の上、助成決定を取り消し、既に助成金の支払いが行われている場合には、助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (3) 上記8(2)によって、活動の実態が確認できない場合、又は活動の継続が不可能であると判断される場合には、上記(2)と同様の対応を行うことがあります。

10 その他

地域活性化活動助成の実施にかかわる主な流れは、別紙を参照してください。

[申請書の提出とお問い合わせ先]

〒001-0011

札幌市北区北11条西2丁目セントラル札幌北ビル

財団法人 北海道開発協会 開発調査総合研究所

TEL 011-709-5213

FAX 011-709-5225

E-mail : kenkyujo@hkk.or.jp

URL : <http://www.hkk.or.jp>

担当 : 浜本、中川

地域活性化活動助成の実施フロー

